

平成22年（2010年）11月26日

大阪狭山市議会議長 西尾浩次様

大阪狭山市議会議会改革検討委員会  
委員長 山本尚生

### 大阪狭山市議会の改革について（第一次報告）

大阪狭山市議会議会改革検討委員会（以下「委員会」という。）では、平成22年10月29日付け大狭議第212号により議長から諮問のありました議会改革に関する6項目について、広範多岐にわたり調査・検討していく必要があるため、委員会が効率的かつ円滑に運営できるよう、まず、諮問された項目の検討順位を定めることといたしました。

その結果、諮問された項目のうち、「議員定数に関することについて」は、来年4月に市議会議員選挙を控えており、これを最初に検討する必要があるとの意見を念頭においたうえで、来る12月議会定例会までに一定の考え方をまとめ、議長に報告していくべきであるとの結論に至りました。

委員会は、議員定数に関する検討を行うにあたり、現在の地方議会を取り巻く環境、社会経済情勢、また、先の6月議会定例会以降、総務文教常任委員会での議論や建設厚生常任委員会を含めた連合審査会での議論等を十分踏まえて、市議会機能の充実・強化、議会運営等の活性化等に特に重点をおいて検討を行いました。

また、全国の市議会及び府内の各市議会の議員定数の状況、本市と比較して人口が類似している全国の市議会の状況等を勘案し、これまで4回にわたって、検討を進めてまいりました。

検討を進めるにあたって、地方自治体では、首長及び議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ二元代表制となっており、その特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。住民を代表する首長と議会が相互に抑制し均衡することによって、緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また、積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそが、二元代表制の本来の在り方であるとの認識を委員会で改めて確認いたしました。

また、市長は、議会に対し市政の方針や重要な事項を議案として提案し、議会の議決に基づき事務事業を執行する「執行機関」であるのに対して、議会は、市民生活に関係する重要な事項について、議会で十分審議し、意思決定を行う「議決機関」であることから、市長と等しく二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代表する議会の役割は重要であり、住民意識の多様化、行政運営の変化に柔軟に対応していくために、議会の機能を充実・発展させていく必要があるとの認識でも一致いたしました。

そこで委員会では、議員定数に関する諮問について各委員に意見を求めたところ、議員定数については、ある程度現実に即して対応すべきではないか、現在の社会経済情勢などを考えたとき、定数を1名削減するといったような方向性が出せるのではないかな。

一方では、議員定数については、活発な議論が必要であるが、定数を何名にするかではなく、議会本来のあり方を議論すべきであり、多様な意見が出せる議会、チェック機能の強化を図ることができる議会などを考えるとき、これ以上定数を削減して議会本来の役割を果たせるのか。

また、財政面だけで議員定数の削減を考えることには無理があるのではないかな。よって、現在の定数は維持すべきではないかなど、さまざまな意見が出されました。

検討の結果、委員会としては、議会はどのような役割を担い、活動しているのかといったことを市民に十分理解してもらえるよう努力することが必要であり、市民の理解を得るためにも議会改革を進めるとの認識のもと、議員定数については、現在の定数を維持するのか、あるいは、削減するのかどうか、また、削減する場合は何名がよいのかは、各議員の考え方によって決すべきであるとの結論に至りました。

以上、諮問項目「議員定数に関することについて」の委員会の報告といたします。